管理者のための
ため池点検マニュアル

平成30年8月

山口県農林水産部農村整備課

目　　次

1．点検のポイント　・・・1
2．施設毎の点検ポイント　・・・1
　①堤体　・・・1
　②洪水吐　・・・3
　③取水施設（斜樋）　・・・3
　④取水施設（底樋）　・・・4
　⑤管理道路・安全施設　・・・4
3．異常気象時の点検　・・・5
4．緊急時の対応　・・・6
　①連絡体制　・・・6
　②応急対策　・・・6

ため池概略図

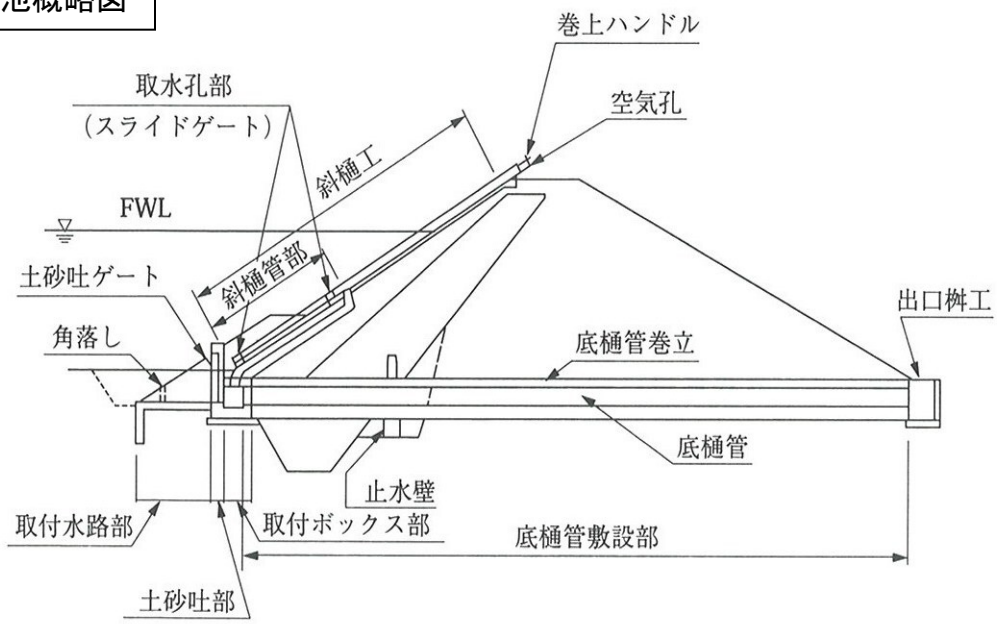

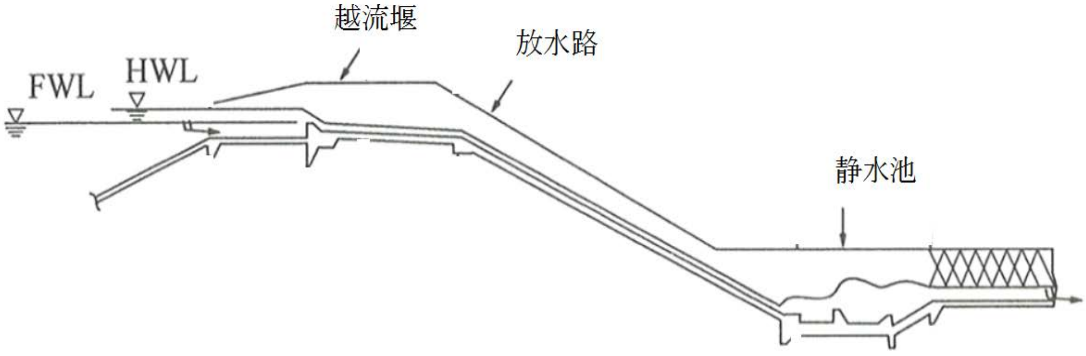

発行元：山口県農林水産部農村整備課
TEL：083-933-3400

1　点検のポイント

・異常があった場合だけではなく、経年変化を把握するためにも、写真やメモなどこまめに記録・保存してください。
・補修や改修をおこなった場合は、作業内容を記録してください。
・豪雨の発生が予想される場合は、事前に水位を下げてください。

（参考）事前に水位を下げる場合の目安を記入してください。
①ため池栓の上から〇番目で管理する。
②洪水吐から〇m下げて管理する。

2　施設毎の点検ポイント

①　堤体

・堤体は、基礎地盤上に築造された、ため池の本体です。
・用水を貯留するための施設で、決壊を防止するためには、強度の維持が必要です。
・亀裂や陥没、漏水が発生していないかを中心に点検してください。

①雑草が繁茂していないか

②堤体に沈下・段差・亀裂・陥没・崩壊はないか

③貯水池側の法面が浸食されていないか

④下流側の法面が「はらみだし」していないか

⑤下流側の法面・法尻から漏水はないか

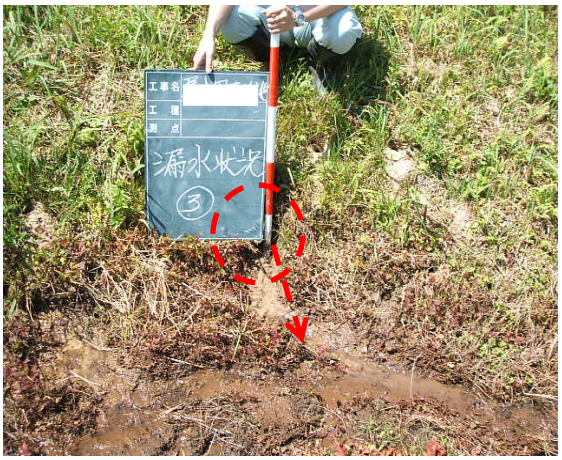

⑥構造物との取付部にズレ・隙間・陥没はないか

⑦護岸ブロックに剥離・亀裂はないか

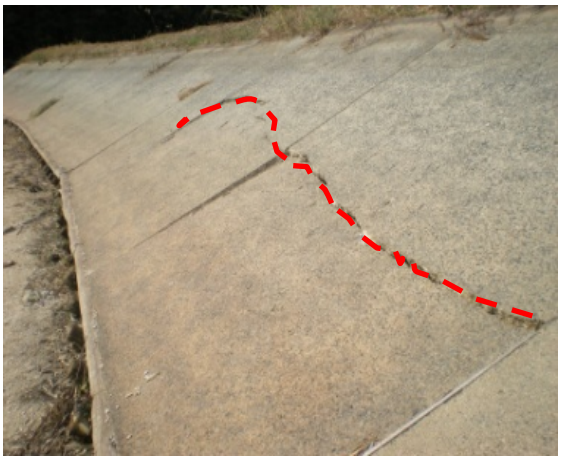

⑧遮水シートに劣化・たるみ・破れはないか

② 洪水吐

・洪水吐（または余水吐）は、貯留できない余剰水を安全に流下させ、貯水位の異常な上昇を防止する施設です。
・堤体と洪水吐の間で、漏水が発生していないか確認してください。
・ゴミ・流木・土砂が堆積して通水が阻害されていないか点検してください。

①沈下・段差・亀裂・陥没・破損はないか

②漏水はないか

③ゴミ・流木・土砂が堆積して、通水が阻害されていないか

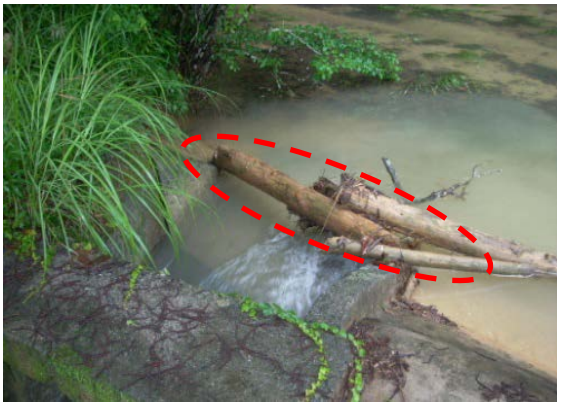

④通水阻害となる「せき上げ」がされていないか

③ 取水施設（斜樋）

・斜樋は、ため池の貯水を取水するための施設です。
・豪雨の発生が予想される場合には、事前に水位を下げるためにも利用します。
・斜樋栓の操作が適切に行えるか点検してください。

①沈下・段差・亀裂・陥没・破損はないか

②周辺が浸食されていないか

③劣化・開閉操作に支障はないか

④ゴミ・土砂が堆積して、取水が阻害されていないか

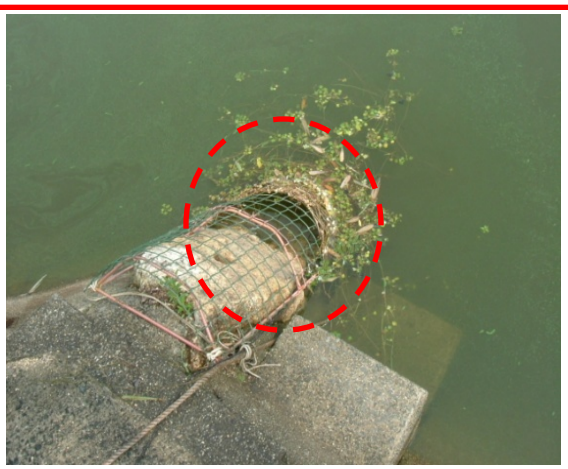

④　取水施設（底樋）

・底樋は、斜樋からの取水を堤外に導水する施設です。
・斜樋・底樋栓を閉じた状態で、底樋内や周辺から漏水がないか点検してください。

①破損はないか

②漏水はないか

⑤　管理道路・安全施設

・管理道路は、ため池への唯一の経路となっている場合もあります。
・路面や路肩の損傷など、通行の阻害状況を中心に点検してください。

①雑草繁茂・路面の窪み・崩れにより、通行に支障はないか

②フェンス・注意看板の損傷はないか

３　異常気象時の点検

・異常気象時は、ため池の異常をいち早く発見し、応急対策を行い、被害を最小限に止められるように点検してください。

［参考］ため池の被害が懸念される主な異常気象の目安
①豪雨・・・時間雨量20mm以上、日雨量80mm以上
②地震・・・震度4以上

①事前の水位低下措置がされているか

②貯水位が異常に上昇していないか

③洪水吐の通水が阻害されていないか

④斜樋栓の通水が阻害されていないか

4　緊急時の対応

①　連絡体制

・ため池に被害が発生した場合には、被害の拡大・二次災害防止のため、応急対策を実施します。実施にあたっては、作業員の安全確保を第一として、速やかに関係の市町に連絡してください。

※　別紙「関係機関連絡先一覧」参照

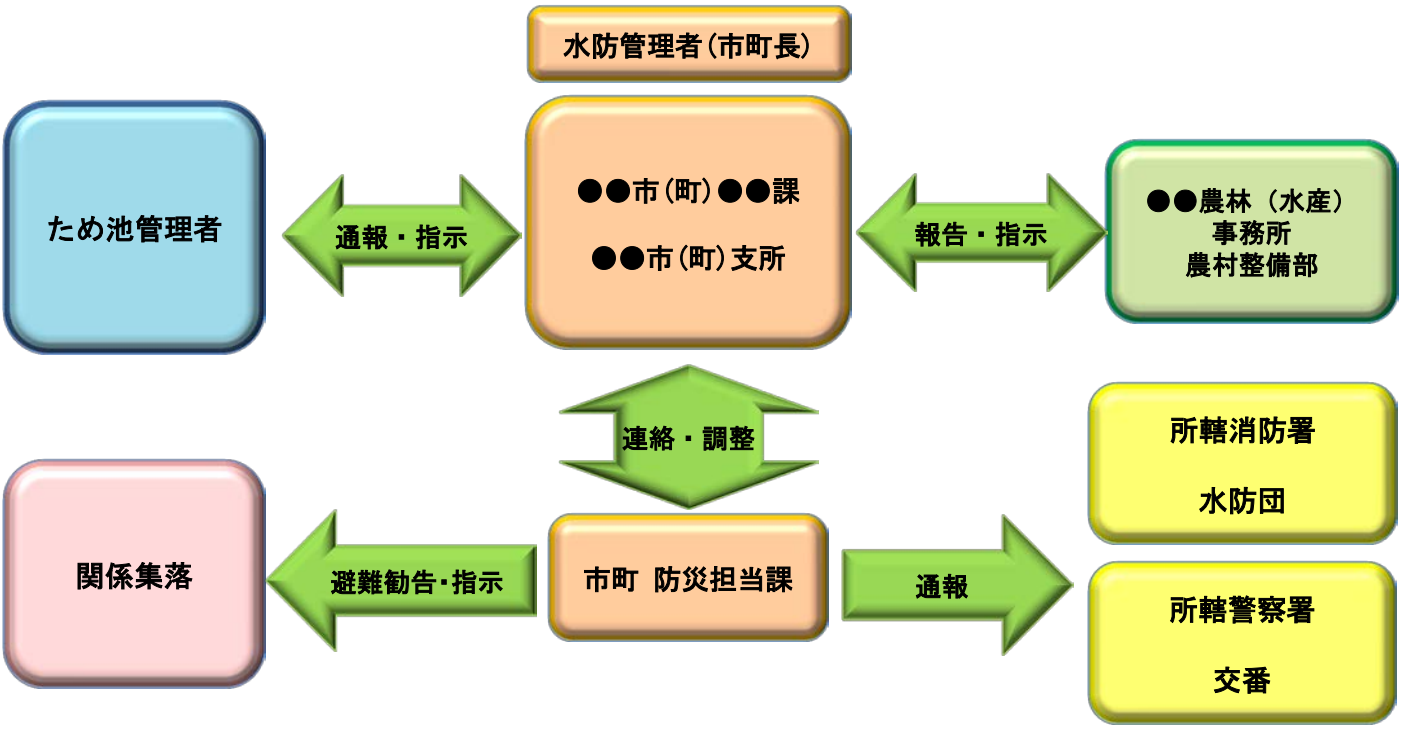

②　応急対策

①決壊の恐れがあるため、直ちにため池の水位低下措置をしてください。

②被害拡大防止のため、水位低下措置と堤体を保護するシートや大型土のうなどを設置してください。